

## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国民年金事務システム
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民室
個人情報ファイルの利用目的	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、国民年金の事務を行うため。
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4年齢、生年月日、5個人番号、6基礎年金番号、7世帯状況、8収入状況、9国民年金加入履歴
記録範囲	国民年金の加入者
記録情報の収集方法	本人からの申請、日本年金機構からの通知、市民室住基担当、課税担当課から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報の経常的提供先	厚生労働大臣、日本年金機構、市区町村長
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名称) 吹田市市民部市民相談室 (情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日 最新更新日：令和8年(2026年)4月1日	